

第1章 総則

第1条 (設立の趣旨)

『農林水産物の輸出促進研究開発プラットフォーム@九州・沖縄』(以下、「本プラットフォーム」という。)は、農林水産省「知」の集積と活用の中事業(以下、「農林水産事業」という。)運営に基づき、九州・沖縄地域をモデルとした農林水産物の輸出促進を目的として、平成28年5月16日に設立した。

第2条 (目的)

本要項は、本プラットフォームの運営にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

第3条 (活動)

- 1 本プラットフォームは、農林水産物の輸出促進に関するあるべき姿を共有し、利害関係、産地間の垣根を越え、農林水産物の輸出全般にかかる課題の明確化、産学官によるスピーディーな課題解決の体制構築をリードすることを理念とする。
- 2 本プラットフォームは、九州・沖縄地域における農林水産物輸出の実践的取り組みを基盤として、輸出ビジネスモデルの構築をゴールとした新しい研究開発戦略の策定・実施と実用化を継続的に実施する取り組みであり、その運営と連携の強化および産学官のプロフェッショナルチームによる研究開発プロジェクトの創出と次世代のプロデューサーの人材育成を行うために、次に定める活動を実施する。
 - (1) 農林水産物の輸出促進に関する情報の収集・整理
 - (2) 農林水産物の輸出促進を目指したビジネスモデルの構築
 - (3) 農林水産物の輸出促進のための研究戦略、研究計画の策定
 - (4) 研究開発戦略に基づく研究コンソーシアムの構築・推進
 - (5) 研究開発に必要な資金調達
 - (6) 農林水産物の輸出を担う生産者、生産団体、民間企業等への情報発信
 - (7) 会員の勧誘
 - (8) 「知」の集積と活用の中事業の推進
 - (9) その他、本プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

第4条 (運営体制)

本プラットフォームは、以下の体制によって運営される。それぞれの役割および選出については第3章以下に定める。

- (1) プロデューサー(以下、「PD」という。)
- (2) プロデューサーチーム(以下、「PDチーム」という。)
- (3) 総会
- (4) プラットフォーム運営委員会(以下、「運営委員会」という。)

第5条 (運営事務局)

- 1 本プラットフォームの運営事務局は、PD、および第9条第2項に規定するコーディネートユニットとする。
- 2 本プラットフォームの運営事務局を公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構内（福岡市西区西都一丁目1番27号MJR九大学研都市駅前1階）に置く。

第2章 会員

第6条 （入会）

- 1 本プラットフォームへの入会は、書面による入会申請により受領し、別途定める会員規約に則し運営委員会において審議し、決定する。
- 2 書面による入会申請を行った者は、運営委員会による承認までの間、特別会員として本プラットフォームが取り組む活動に参加することができる。

第7条 （会員の活動）

- 1 会員は、第1条(設立の趣旨)および第3条(活動)の趣旨を十分理解し、本プラットフォームの活動に主体的に参加するものとする。
- 2 会員は、本プラットフォームに関係する研究会等開催情報の提供を受けるとともに、研究会等への参加ができる。

第8条 （退会）

- 1 会員が退会を希望する場合は、書面により運営委員会に申請する。
- 2 運営委員会において、会員として相応しくない事項が認められた場合は、当該会員に対し別途定める会員規約に従って運営委員会が退会を通知する。

第3章 PDおよびPDチーム

第9条 （運営体制および役割）

- 1 PDは、運営委員会により承認され、本プラットフォームの活動推進のため、統括の役割を担う。
- 2 PDチームは、ビジネスユニット、アカデミックユニット、コーディネートユニットの3ユニットにより構成され、運営委員会により承認されたそれぞれの構成員は、第1条(設立の趣旨)、および第3条(活動)の趣旨に則し、活動を行う。
- 3 PDチームには、必要に応じて運営委員会により承認されたアドバイザーを置くことができる。

第4章 総会

第10条 （設置）

第3条に定める活動の報告および運営に関する承認の場として、PDが毎年1回以上総会を招集する。

第11条 （議長）

議長は、PDもしくはPDが指名する者が務める。

第12条 (定数)

総会は、会員（特別会員を除く。以下同じ。）の過半数の出席（書面開催においては全会員への通知）によって成立する。

第13条 (決議)

総会の議決は、出席会員（書面開催においては全会員。以下同じ。）の二分の一以上の賛成による。ただし、各種規程の制定・改廃については、出席会員の三分の二以上の賛成による。

第14条 (議事)

運営委員会は、総会において次の事項について報告し、承認を得なければならない。

- (1) 活動の実施および計画に関する事項
- (2) 各種規程の制定・改廃に関する事項
- (3) その他必要とされる事項

第5章 運営委員会

第15条 (設置)

第3条に定める活動における各種運営に関する審議承認機関として運営委員会を置く。

第16条 (運営体制および役割)

- 1 運営委員会は、PD、およびPDチームで構成する。
- 2 運営委員会の委員長は、PDもしくはPDが指名する者が務める。
- 3 運営委員会は、プラットフォーム運営委員長が招集して開催する他、書面(メールを含む)により開催することができる。
- 4 運営委員会は、会員の過半数の出席（書面開催においては全会員への通知）によって成立する。
- 5 運営委員会の議決は、出席会員(書面開催においては全会員。)の二分の一以上の賛成による。
- 6 運営委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 会員の入会および退会に関する事
 - (2) PDおよびPDチーム構成員、およびアドバイザーの選任に関する事
 - (3) 本プラットフォームの運営に係る各種規程の制定・改廃に関する事
 - (4) 本プラットフォームの活動の実施および計画に関する事
 - (5) その他、本プラットフォームの運営に関する重要事項に関する事
- 7 運営委員会の運営に係る事務は運営事務局が担う。

第6章 要項の変更

第17条 (要項の変更)

本要項は、総会の決議をもって変更することができる。

第18条 (存続)

農林水産省事業が終了、中止するなどした場合の本プラットフォームの存続については、運営委員会において協議し、総会において決議する。

付則

- 1 本要項は、平成28年9月30日から施行する。
- 2 本要項施行前に選出されたPD、PDチームの構成員は、運営委員会の承認を得たものとみなす。

付則

- 3 本要項は、令和3年2月24日 総会の承認により第5条(運営事務局)を変更し、令和3年4月1日から施行する。

付則

- 4 本要項は、令和4年2月2日 総会の承認により第4条(運営体制)、第5条(運営事務局)、第9条(運営体制および役割) および第16条(運営体制および役割) を変更し、令和3年8月1日から施行する。